

B / C 事案に関する評価結果について

1 これまでの取組

(1) フォローアップ調査と閣議決定

平成15年11月に公表された、昭和48年に行われた「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査結果において、B分類(16事案)及びC分類(21事案)とされた事案については、「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」(平成15年12月16日閣議決定。以下「閣議決定」という。)に基づき、環境省において、積極的な情報収集を行うとともに、必要に応じて、地下水等の環境調査を行うこととされた。

(2) 中間報告・取組方針決定

環境省としては、閣議決定を受け、平成16年度において、関係地方公共団体や関係省庁の協力を得ながら、各事案について、現地における調査を含めて積極的な情報収集に取り組んだ。

また、平成16年8月には、第5回「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」において、調査の進捗状況を中間的に取りまとめるとともに、次の事項を主な内容とする「取組方針」が決定された。

ア 地下水調査については、

- ・重点事案(9事案)について、A事案に関する方法を参考にして重点的な地下水調査を行うこと。なお、詳細な実施計画は、検討会委員の助言を得た上で、関係自治体と調整の上、定めること。
- ・重点事案以外については、念のため安全性を確認するという観点から、調査の実施について関係自治体と調整すること。

イ 情報収集については、当該「取組方針」において示された「今後の調査の課題」を踏まえつつ、引き続き、関係自治体等の協力を得ながら進めること。

ウ 上記地下水調査及び情報収集の結果を踏まえ、遅くとも16年度内に、最終的な評価を得ること。

(3) 情報収集と地下水調査

上記(2)の取組方針に基づき、次のとおり地下水調査、情報収集を実施した。

地下水調査

ア 重点事案（9事案）について

- ・大久野島事案のみ2カ所よりジフェニルアルシン酸等を検出。現在の利用状況では危険性はないが、今後土壌等の環境調査の具体的な方策を検討する等の対応方針を決定。
- ・その他の8事案については、すべて検出されなかった。

イ 重点事案以外の調査においても検出されなかった。

なお、地下水調査結果の詳細は【資料2】のとおりである（重点事案に関しては、第8回「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」（平成16年12月6日）においてすでに公表済み）

情報収集

ア 追加情報の整理

- ・引き続き、関係省庁及び関係地方自治体の協力の下、フォローアップ調査以降、各事案に関する追加の情報収集を実施し、収集された情報を集約した。その集約結果は、フォローアップ時の情報とあわせて【資料4】に掲載した。

イ 旧軍関係者のアンケート・証言聴取

- ・旧軍関係者についてアンケート調査を実施した。その回答のうち、重要であると判断されるものについては、関係者と面接し、証言を聴取した。なお、これらの結果については、【資料4】の各事案に関する個表に掲載している。

（参考）アンケート調査の状況（平成17年3月25日まで）

- ・調査対象者総人数：3,233名
- ・住所が判明しアンケートを発送した件数：500件
- ・アンケート返信状況
 - * 返信総数175件
 - * 内容別内訳（計175件）
 - 保有及び廃棄・遺棄情報の両方の情報：21
 - 保有のみの情報：18
 - 廃棄・遺棄のみの情報：4
 - その他の情報のみ：19
 - 記載なしもしくは情報なし：86
 - 本人死亡：27

2 評価について

(1) 評価基準と評価方法

平成17年2月22日の第11回国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会において、B/C事案に関する評価基準及び評価方法が決定された。

評価の方法としては、評価作業を効率的かつ効果的に実施するため、総合調査検討会検討員のうち、B/C事案の評価で特に必要となる旧軍等に関する歴史、化学分析、環境リスク、土壌、地下水等の専門家による評価委員会を3回にわたり開催し、検討を行った。

評価基準は【資料1】のとおりである。評価に当たっては、B/C事案37事案のそれぞれについて、評価基準に基づき、これまでに収集した情報を分析し、区分 から区分 までのどの類型に該当するかを決定した。

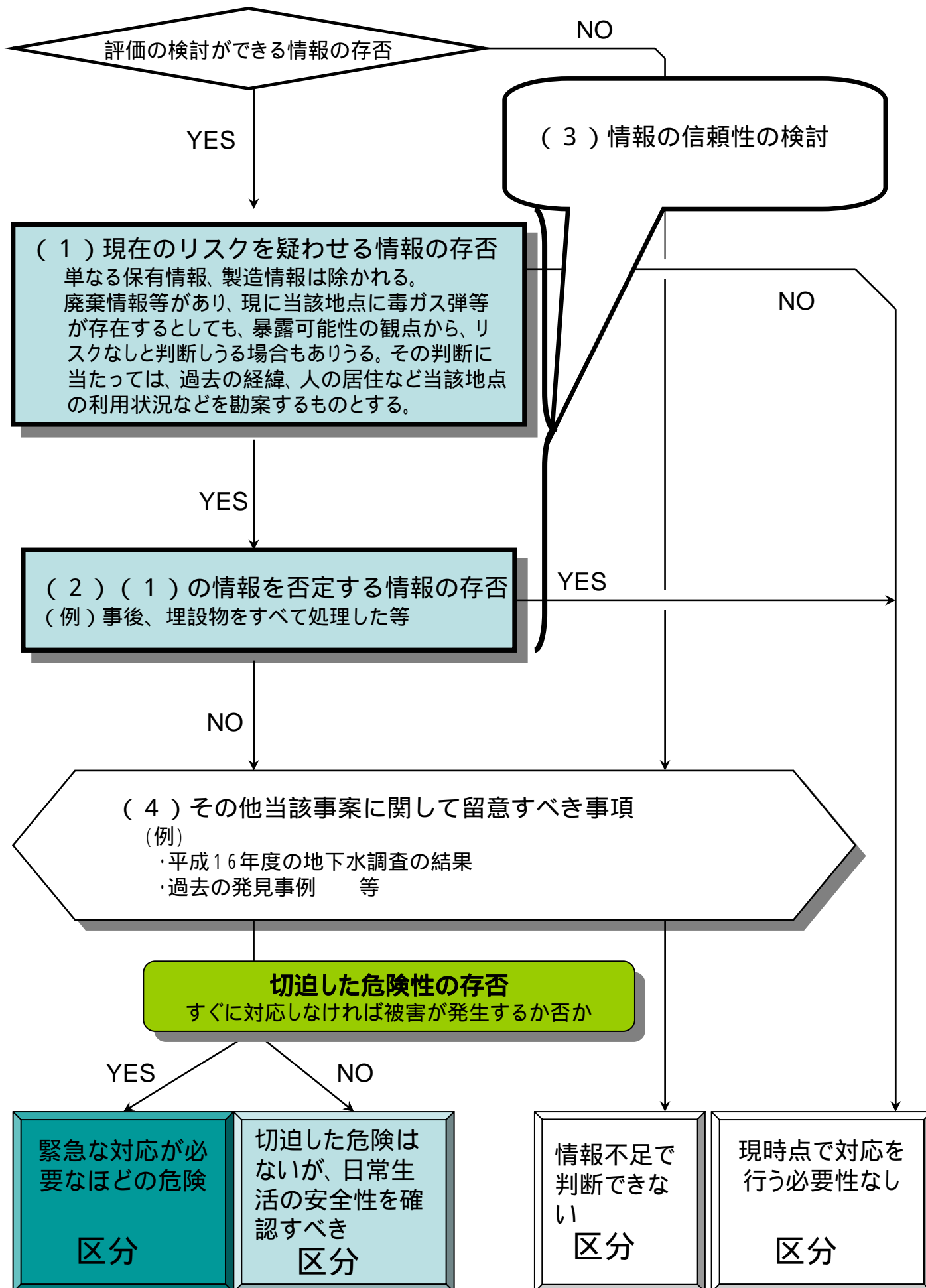
(2) 評価の流れ

【資料1】の評価基準に基づき、おおむね次のフロー図に沿って評価を行い、各事案について必要な対応を決定した。

その際、対応が必要と評価された事案は、当該事案に関し単なる製造情報等ではなく、埋設情報等の現在のリスクを疑わせる情報が存在するものである。なお、事後それをすべて処理した等当該情報のリスクを否定できる情報が存在する場合は除外している。

また、現に当該地点に毒ガス弾等が存在するとしても、暴露可能性の観点から、「現在のリスクなし」と判断しうる場合もありうる（例えば、暴露の可能性が想定されないほど地中深くに埋設したという情報があった場合など）。その判断に当たっては、過去の経緯（地歴等）、人の居住の有無等当該地点の土地の利用状況などを勘案した。

【参考】評価の流れについて



(3) 評価結果

評価委員会における3回にわたる検討結果を踏まえて、B/C事案37事案について、次のとおりの結論を得た。

ア 〔区分〕に該当するような切迫した危険性を有するものとして、緊急の対応が必要とされる事案は存在しなかった。

イ 一方、〔区分〕に該当し、切迫した危険性はないものの、念のため日常生活上の安全性を確認するために、平成16年度の地下水調査に引き続き、平成17年度においても土壌等の環境調査を行う等の対応が必要な事案は、8事案存在した(【資料3】参照)。

留萌市事案、榛東村事案、新宿区事案、千葉県・千葉市事案、横須賀市事案、浜名湖周辺事案、大久野島事案、阿波島事案

なお、個別の事案に係る留意点等については、【資料3】に記載したとおりである。

ウ また、これまでの情報収集の結果では情報不足であり、引き続き、積極的な情報収集をしなければ評価できない事案〔区分〕に該当するものは、存在しなかった。

エ 上記以外の事案(29事案)については、現時点では対応を行うべき必要性は認められず、今後、何らかの新たな情報が判明しない限りは、特段の対応は不要と考えられる〔区分〕。なお、こうした事案についても、今後とも、引き続き、毒ガス情報センター等による情報の受付は継続することとする。

3 今後の対応方針

評価の結果、対応が必要とされた各事案に関しては、17年度において、引き続き、専門家の意見や助言を得ながら、地方公共団体や関係省庁等の協力を得て、環境調査等の具体的な対応を実施することとする。

更に、これらの事案に対しては、安全性確保の観点から留意すべき事項についてのマニュアルの策定、万一の場合の緊急対応の準備等についても具体的な措置を検討することとする。